

北海道告示第11651号

令和5年北海道告示第10820号を次のように改める。

令和5年12月28日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

| 補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添 付すべき関係書 類 | 実績報告書に添 付すべき関係書 類 | 交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先 | 補助金等の交 付に関する権 限の委任 | 摘 要 |
|--|---|--|---|--|---|--|--------------------------|-----|
| <p>地域公共交通事業者等臨時支援事業</p> <p>地域住民にとって最も身近な交通手段である乗合バス事業者、タクシー事業者（福祉輸送事業限定含む）、自然災害時における代替輸送といった公共的な役割に寄与しており、本道の観光を支える上で重要な役割を果たしている貸切バス事業者及び離島地域の住民にとって必要不可欠な交通手段であるフェリー事業者に対して、今後の事業継続に寄与するよう臨時的に支援を行うことを目的とする。</p> | <p>次に掲げる(1)から(3)までの要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 次に掲げるア、イ又はウのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 乗合バス事業者、貸切バス事業者又はタクシー事業者（福祉輸送事業限定含む）（地域公共交通事業者等臨時支援事業補助金交付要綱（令和3年7月19日交通第221号総合政策部長通知。以下「要綱」という。）別表1に掲げるもの。以下同じ。）により構成されているもの</p> <p>イ フェリー事業者（要綱別表1に掲げるもの。以下同じ。）</p> | <p>(1) 車両維持に対する支援金</p> <p>ア 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イによる乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両（ただし、令和5年4月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供しているものであって道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条第1項イの運賃を適用するバス路線又は規則第10条第1項ハの運賃を適用するバス路線の運行にのみ用いるものを除く。以下同じ。）の維持に要する経費</p> <p>イ 貸切バス事業者 法第3条第1号ロによる貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両（ただし、令和5年4月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両とする。以下同じ。）の維持に要する経費</p> | <p>補助対象経費欄の(1)及び(2)に掲げる経費 定額</p> <p>補助対象経費欄の(3)に掲げる経費 10/10以内</p> | <p>要綱別記第1号様式（フェリー事業者は、要綱別記第3号様式）</p> <p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p> | <p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 令和6年1月4日 提出先 総合政策部交通局企画課</p> | <p>—</p> | |

ウ 非営利団体
(法人格を有し、法令によりその構成員又は設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与えることができないと規定されているもの)であって、運輸行政の円滑な遂行に協力することで公共の福祉の向上に寄与することが期待されるもの
(2) 道内に事務所等を有するもの
(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係団体(暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。以下同じ。)に該当しないもの

ウ タクシー事業者(福祉輸送事業限定含む)

法第3条第1号ハによる乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持に要する経費
ただし、令和5年4月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であってタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年5月19日法律第75号)第2条第2項に定めるハイヤーの用に供する車両を除く。

(2) 燃料費高騰に対する支援金
ア 乗合バス事業者
法第3条第1号イによる乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費

イ 貸切バス事業者
法第3条第1号ロによる貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両に係る燃料費

(3) 支援金の交付事務等のために必要な次の経費
人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費
ただし、人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。

離島航路旅客定期航路事業の実施に必要な船舶及び高速船(航海速力22ノット以上の船

2分の1以内

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | 船。以下同じ。)の維持に要する経費 ただし、船舶は1隻あたり3,500万円、高速船は1隻あたり1,200万円を上限額とする。 | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|